

野田市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に福田体育館使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月22日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務受託者

千葉県野田市鶴奉5番地の1  
公益社団法人 野田市シルバー人材センター  
用務員 下鶴瀬 忠

2 収入金の種類

福田体育館使用料

3 委託期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで